

最高人民法院による人工知能に関連する紛争事件の法に基づく審理に関する

意見

中国共産党第20回全国代表大会及び第20期中央委員会の各回全体会議の精神を全面的に貫徹し、厳格かつ公正な司法により新質生産力の加速的發展に資するサービス及び保障を提供し、各級人民法院が法に基づき人工知能に関連する紛争事件を審理することを指導するため、『中華人民共和国民法典』『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』『中華人民共和国データセキュリティ法』『中華人民共和国著作権法』『中華人民共和国反不正競争法』『中華人民共和国消費者權益保護法』『中華人民共和国個人情報保護法』『中華人民共和国民事訴訟法』等の関連法律に基づき、人民法院の裁判実務の実情を踏まえ、以下のとおり意見を提出する。

一、全体的要求

（一）指導思想

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、習近平法治思想を深く貫徹し、習近平総書記のサイバー強国に関する重要思想を真摯に貫徹し、人工知能が新たな科学技術革命及び産業変革の重要な駆動力であることを深く認識し、發展と安全をともに重視し、イノベーションの促進と法に基づくガバナンスとを結び付けることを堅持し、法に基づき公正に人工知能に関連する紛争事件を審理し、人工知能技術の応用における安全性、信頼性、制御可能性及び公平性の向上を促進し、中国式現代化によって強国建設及び民族復興の偉業を全面的に推進するために、力強い司法サービス及び保障を提供する。

（二）基本原則

人間本位を堅持する。司法裁判の先導的役割を發揮し、人工知能が人民の福祉を増進するよう積極的に導き、デジタル時代における民生に係る權益の司法上の保障を着実に強化する。アルゴリズム倫理、アルゴリズム規則等に係る人工知能分野の司法裁判規則及びメカニズムの構築について、積極的かつ着実に模索し、整備し、現行の法律規定を十分に活用し、人工知能技術の發展によって生じる規則の抵触、社会的リスク及び倫理的課題に適切に対応し、人工知能企業の社会的責任体系の整備を促進し、アルゴリズム差別の防止及び解消を重視し、自動化された意思決定における個人の知る権利及び選択権を法に基づき保障し、人工知能技術の濫用により人民大衆の適法な權益を侵害する行為を予防し、規制し、人工知能が人民のために、かつ善に向かうよう促進する。

イノベーションによる發展を支援する。科学技術イノベーションの法則及び人工知能産業の發展実務を尊重し、法律・政策の趣旨及び技術發展の法則に適合する司法裁判により、科学技術イノベーション及び産業イノベーションを支援する。新たな類型の權益に対する司法上の保護のあり方を模索し、人工知能のイノベーション成果、イノベーション主体、イノベーション行為及びイノベーション環境に対する保護を継続的に強化する。包摂的かつ慎重な姿勢で權益保護と技

術・産業の発展との均衡を図り、模索を奨励し、失敗を寛容に受け止める良好な環境を整える。人工知能技術を利用して行われる独占又は不正競争を法に基づき規制し、関係主体が人工知能技術を開発し、利用する上での権利の平等、機会の平等及びルールを法に基づき保障し、中小企業等の事業主体の権益に対する平等な保護を強化する。人工知能に関連する紛争事件を法に基づき公正かつ効率的に審理することにより、インターネット、ビッグデータ、人工知能と実体経済との高度な融合を積極的に導き、推進し、人工知能産業の育成・発展を後押しし、人工知能が経済・社会の質の高い発展を支える巨大な潜在力を最大限に引き出す。

安全の最低ラインを堅守する。人工知能が異なる利用場面において民事主体の適法な権益にもたらし得る具体的損害並びにリスクの性質及び程度に応じ、法的責任を法に基づき正確に認定する。汎用型と専用型、オープンソース型とクローズドソース型等、異なる種類の大規模モデルについて、技術原理、リスクの波及及び制御能力の相違を区別し、開発者、提供者、利用者等の主体の法的責任を合理的に配分する。寛厳相済の刑事政策を全面的かつ正確に貫徹し、人工知能を故意に利用して国家安全を害し、公民の権益を侵害し、社会秩序を乱す等の犯罪行為については、法に基づき断固として厳しく処罰し、人工知能の研究開発及び応用における革新的行為については、法に基づき慎重に取り扱い、罪刑法定及び罪責刑相応の原則を厳守する。

二、人工知能に関連する権利侵害事件を法に基づき適切に審理し、民事主体の適法な権益を着実に擁護する

(三) 人工知能に関連する権利侵害責任の帰責原則を正確に把握する。民法典、個人情報保護法、製品品質法、道路交通安全法等の関連法律の規定を正確に適用し、人工知能を利用して民事上の権益を侵害したことにより生じる法的責任を法に基づき認定する。法律に無過失責任又は過失推定責任を適用する旨の明確な規定がない場合には、民法典第 1165 条第 1 項に定める過失責任の原則に従い、行為者が権利侵害責任を負うか否かを認定しなければならない。行為者に過失があるか否か及びその程度を判断するに当たっては、人工知能を応用する具体的場面、自律化の程度、技術及び情報の透明性、潜在的リスク及び影響範囲、人工知能の開発者、提供者等の関係主体が人工知能による権利侵害を予防し、減少させるために講じた措置及びその技術上の実現可能性、人工知能の利用者が人工知能技術を利用して行う権利侵害行為によって損害が生じる可能性に対して有する予見能力及び制御能力等の要素を総合的に考慮しなければならない。

(四) 「AI による顔入れ替え・音声模倣」「AI による故人の復活」等、生成 AI を利用して人格権益を侵害する行為を法に基づき規制する。生成 AI を利用して特定の自然人又は故人の氏名、肖像等を処理する場合、法律及び法規に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。法律に別段の定めがある場合を除き、自然人の同意を得ずに人工知能を利用して当該自然人の氏名、肖像等を処理し、当該自然人を識別することのできる仮想デジタル人物像を生成して使用し、又は公開した場合において、当該自然人が、行為者がその氏名権、肖像権等の人格権益を侵害したと主張するときは、人民法院は法に基づきこれを支持する。法律に別段の定めがある場合を除き、自然人の同意を得ずに当該自然人の声を学習用データとして使用し、その声質、イントネーション、発音スタイル等を模倣して、当該自然人を識別することのできる合成音声を生じた場合において、当該自然人が、行為者がその音声に係る権益を侵害したと主張するときは、人民法院は法に基づきこれを支持する。生成・合成された、特定の自然人を識別することのできる仮想

デジタル人物像又は音声を操作して不適切な行為を行い、又は事実と反する言論を公表し、当該自然人又は他人の社会的評価を低下させた場合、人民法院は、法に基づき名誉権の侵害を構成すると認定しなければならない。人工知能技術を利用して無断で故人の仮想デジタル人物像を制作し、又は使用したことにより、故人の氏名、肖像、名誉等が侵害され、故人の近親者が民法典第994条の規定に基づき行為者に民事責任を負うよう求める場合、人民法院は法に基づきこれを支持する。

(五) 人工知能を利用した「ネット上の個人情報暴露」「個人検索」等、自然人のプライバシー権を侵害する行為を法に基づき規制する。プライバシーを盗知する目的で、人工知能を利用して特定の自然人の電話番号、オンラインアカウント、ソーシャルメディア等の公開情報を追跡・分析し、私的情報を取得し、若しくは取得した私的情報を漏えいし、公開し、又は取得した情報を利用して私生活の平穏を侵害した場合、プライバシー権の侵害を構成すると認定しなければならない。人工知能を利用して特定の自然人の私的空間、私的活動等を撮影し、覗き見し、盗聴する等の行為を行った場合、プライバシー権の侵害を構成すると認定しなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場合又は当該自然人が明確に同意した場合を除く。

(六) 人工知能の学習過程における個人情報に係る権益侵害の民事責任を法に基づき認定する。人工知能モデルの学習のため、合理的な範囲内で、個人が自ら公開した個人情報又はその他既に適法に公開されている個人情報を処理し、かつ当該個人が明示的に拒否していない場合、一般に個人情報に係る権益を侵害する行為とは認定しない。個人の権益に重大な影響を及ぼす場合には、法律の規定に従い個人の同意を得なければならない。合理的な範囲を認定するに当たっては、個人情報の処理目的及びモデル機能との関係における必要性・相当性、関係する個人情報の種類、機微性及び個人の権益に対する潜在的影響、個人が情報を公開した際の状況及び合理的に予測し得る利用範囲等の要素を総合的に考慮しなければならない。

(七) 生成 AI サービス提供者の権利侵害責任を慎重に認定する。生成 AI が自動生成したコンテンツが他人の名誉権、プライバシー権等の人格権益を侵害し、権利者から通知を受けたにもかかわらず、生成 AI サービス提供者が権利侵害コンテンツの生成停止等の必要な措置を速やかに講じなかった場合、当該提供者は、生じた損害について法に基づき権利侵害責任を負わなければならない。通知には、権利侵害を構成することの初歩的証拠及び権利者の実際の身元情報を含めなければならない。インターネット利用者が、権利侵害を指示するプロンプトを入力する等の方法により、生成 AI が権利侵害コンテンツを生成するよう悪意をもって誘導し、他人に損害を与えた場合、当該インターネット利用者は法に基づき権利侵害責任を負わなければならない。権利者から通知を受けたにもかかわらず、生成 AI サービス提供者が権利侵害コンテンツの生成停止、関連する生成指示の遮断等の必要な措置を速やかに講じず、権利者が民法典第1195条の規定に基づき、当該インターネット利用者及び生成 AI サービス提供者に民事責任を負うよう求める場合、人民法院は法に基づきこれを支持する。

(八) 人格権侵害差止命令制度を法に基づき適用する。自然人、法人又は非法人組織が、行為者が人工知能を利用してその人格権益を侵害する違法行為を現に行っている、又は行おうとしていることを証明する証拠を有し、速やかに制止しなければその適法な権益に回復し難い損害が生じるおそれがある場合において、行為者に関係行為の停止を命じ、又は関係するインターネットサービス提供者若しくは生成 AI サービス提供者に関係サービスの提供停止を命じる措置を講じる

よう人民法院に申し立てたときは、人民法院は法に基づき人格権侵害差止命令を発することができ。人格権侵害差止命令を発するに当たっては、人民法院は、侵害された人格権の種類、違法行為の態様並びに生じ得る損害の範囲及び程度等の要素を踏まえ、相応の差止措置を講じるものとし、必要な限度を超えてはならない。

(九) 人工知能製品責任を正確に認定する。人民法院は、製品品質法における「製品」の定義に基づき、実物を媒体とする人工知能製品を法に基づき正確に認定し、相応の法的規則を適用しなければならない。人工知能製品に欠陥があり損害が生じた場合、製造者及び販売者は法に基づき製品責任を負わなければならない。人工知能製品に人身又は財産の安全を害する不合理な危険が存在するか否かを認定するに当たっては、人工知能製品の性質及び用途、自律学習能力、アップグレード及び更新の状況、利用者によるシステムの制御の程度、並びに関係する国家標準及び業界標準等に適合しているか否か等の要素を総合的に考慮し、特に、製造者及び販売者が人工知能製品の適用場面、固有の限界及び予見可能なリスク等について、事実に即した説明及び明確な警告を行ったか否かを重点的に審査しなければならない。

(十) 「ビッグデータによる常連客差別」「著名人をかたった販売行為」等、消費者の適法な権益を侵害する行為を法に基づき規制する。同一の商品又はサービスについて、事業者がアルゴリズムを利用して取引価格等の取引条件において不合理な差別的取扱いを行い、他人の適法な権益を侵害して損害を与えた場合、人民法院は、当該事業者が相応の権利侵害責任を負うと法に基づき認定しなければならない。不合理な差別的取扱いを構成するか否かを認定するに当たっては、当該差別的取扱いが消費者の知る権利、自主選択権、公平取引権等に実質的な制限又は損害をもたらすか否か、消費者の消費嗜好、支払意思、支払能力、閲覧履歴等の情報に基づいて当該消費者個人を対象とする取引条件を形成しているか否か、信義誠実の原則及び商業倫理に反しているか否か等を踏まえ、差別的取扱いを行う理由が正当、十分かつ非差別的であるか否かを総合的に考慮しなければならない。事業者が商品又はサービスを提供する際、人工知能を利用して「著名人をかたった販売行為」を行い、かつ詐欺を構成する場合において、消費者が消費者権益保護法第 55 条の規定に基づき懲罰的損害賠償を請求するときは、人民法院は法に基づきこれを支持する。

(十一) 自動運転車及び運転支援機能を備えた自動車に係る交通事故の賠償責任を法に基づき認定する。自動運転車又は運転支援機能を備えた自動車が道路を走行し、交通事故により損害が生じた場合、民法典及び道路交通安全法の関係規定に基づき賠償責任を負う。車両に製品の欠陥があることにより交通事故が発生して損害が生じ、当事者が製造者又は販売者に民法典第 7 編第 4 章の規定に従い賠償責任を負うよう求める場合、人民法院はこれを支持しなければならない。運転支援機能を備えた自動車について、車両の欠陥と運転者の過失行為とが相まって同一の損害を生じさせ、当事者が民法典第 1172 条等の規定に基づき、運転者及び車両の製造者又は販売者の双方に賠償責任を負うよう求める場合、人民法院は法に基づきこれを支持する。車両の製造者又は販売者が、自動運転車又は運転支援機能を備えた自動車の自動化レベル、知能化の程度、性能、用途等について虚偽又は誤認を招く宣伝を行い、消費者の適法な権益を侵害し、消費者が民法典、消費者権益保護法等の法律の規定に基づき、車両の製造者又は販売者に民事責任を負うよう求める場合、人民法院は法に基づきこれを支持する。道路交通事故の発生原因を明らかにするため、人民法院は、車両の製造者、販売者又は運営者等のデータ管理主体に対し、必要な範囲内

で、自動運転・運転支援イベント記録等、事件の事実を明らかにするために必要な真正かつ完全なデータを提供するように求めることができる。

三、人工知能に関連する知識財産権紛争事件を法に基づき適切に審理し、人工知能の質の高い発展及び高水準の安全を保障する

(十二) 人工知能に関連する知識財産権侵害行為を法に基づき規制する。AI 生成コンテンツが他人の著作権を侵害する場合、人民法院は、人工知能サービスの種類、業界の特徴、学習データの出所、各当事者の関与の程度、講じた必要な措置及び利益獲得の状況等の要素を総合的に考慮し、人工知能の開発者、提供者及び利用者の責任を法に基づき合理的に認定しなければならない。人工知能の開発者が非侵害の抗弁を提出した場合、人民法院は、学習データの出所、学習過程の記録、モデルの作動方式及び科学理論上の根拠等を提供して裏付けるよう命じなければならない。権利者が、人工知能の提供者がアルゴリズム技術を利用してその著作権を侵害したと主張する場合、関連証拠を提出しなければならない。人工知能の利用者が先行著作物の存在を知り、又は知るべきであったにもかかわらず、人工知能を利用して先行著作物と実質的に類似する著作物を生成し、かつ合理的な抗弁理由がない場合において、先行著作物の権利者が当該利用者に権利侵害責任を負うよう求めるときは、人民法院はこれを支持しなければならない。人工知能を利用して権利侵害・模倣行為、虚偽宣伝、アクセス数・注文数の水増し等の行為を行い、他人の権利を侵害し、又は不正競争を構成する場合、法に基づき相応の責任を負わなければならない。

(十三) 人工知能に関連するオープンソースソフトウェアの関係当事者の法的責任を法に基づき合理的に認定する。オープンソースソフトウェアに関連する事件を審理し、オープンソースソフトウェアの開発者、提供者並びに後続の開発者及び提供者の権利侵害責任を認定するに当たっては、オープンソースライセンス契約の種類、権利制限の具体的内容、安全・コンプライアンス措置及び情報開示の程度等の要素を総合的に考慮し、オープンソースソフトウェアの開発者及び提供者に対し、法に基づき適切な責任免除を認めなければならない。オープンソースソフトウェアの開発者又は提供者が、無償のオープンソース方式により、人工知能ソフトウェアの研究開発に必要な一部のコードモジュールを提供し、その機能及び安全上のリスクを公開して説明している場合において、他人が当該コードモジュールを使用したことにより権利侵害が生じたときは、人民法院は、当該オープンソースソフトウェアの開発者又は提供者が権利侵害責任を負わないと認定することができる。

(十四) 人工知能に関連する発明創造について、専利の権利付与・権利確定を法に基づき規制する。人工知能に関連する発明創造が、自然法則に従う技術的手段を採用し、技術的課題を解決し、自然法則に適合する技術的効果を実現した場合、人民法院は、これを専利法による保護対象であると法に基づき認定しなければならない。ただし、法律若しくは社会公德に違反し、社会公共の利益を害し、又は自然人が実質的な貢献をしていない場合を除く。自然人が人工知能を利用して完成した発明創造について、当該自然人が当該発明創造の実質的特徴に創造的な貢献をした場合、当該自然人を発明者と認定しなければならない。人工知能に関連する専利明細書における技術方案の記載が、当該技術分野における通常の技術者が当該発明を実施できる程度に達している場合、十分な開示という専利権付与の要件を満たすと認定しなければならない。

(十五) 人工知能に関連する技術契約の履行に係る契約違反責任を法に基づき慎重に認定する。人民法院が人工知能に関連する技術開発、譲渡、許諾、コンサルティング又はサービス契約に係る紛争事件を審理する場合、契約の定めに基づき、人工知能技術の研究開発の特徴、技術開発当事者が合理的な努力を尽くしたか否か等の事情を十分に考慮し、契約違反責任を法に基づき認定しなければならない。

(十六) 人工知能に関連するデータ利用行為を法に基づき規制する。人工知能の開発者が、収生成、派生創作、譲受取得、許諾許可等の方式によりデータを適法に取得し、相応のデータに係る権益を有する場合、人民法院はこれを保護しなければならない。編集著作物を構成し、又はその他の著作物の成立要件を満たすデータ若しくはデータ集合については、著作権法に従い保護しなければならない。営業秘密を構成するデータ又はデータ集合については、反不正競争法に従い保護しなければならない。営業秘密を構成しないデータ又はデータ集合について、侵害を主張された行為が反不正競争法第 13 条の規定に違反する場合、法に基づき責任を負わなければならない。事業者がデータ、アルゴリズム等の技術的手段を利用して独占協定を成立させ、又は市場支配的地位を濫用する等の行為を行った場合、法に基づき相応の責任を負う。虚偽の攪乱データを作成すること、データに悪意あるラベル付けを行うこと、敵対的サンプル攻撃等の技術的手段を講じ、人工知能の運用上の安全を害した場合、法に基づき相応の責任を負わなければならない。

四、人工知能に関連する紛争事件の審理手続規則を整備し、生成 AI を利用して司法秩序を妨害する等の違法・犯罪行為を法に基づき処罰する

(十七) 人工知能に関連する紛争事件の事実を法に基づき正確に解明する。人工知能に関連する紛争事件が高度な技術性及び専門性を有する等の特徴を踏まえ、人民法院は、法に基づき訴訟上の指導及び釈明を強化し、当事者が争いのある事実をめぐり、適時かつ全面的に立証を行うよう導かなければならない。当事者が客観的な理由により自ら収集することのできない証拠については、人民法院に調査・収集を申し立てることができ、必要な場合、人民法院は職権により証拠を調査・収集することができる。当事者が重要技術に係る証拠を固定するために証拠保全を申し立てた場合、人民法院は速やかに法に基づき審査しなければならない。書証、電子データ等の証拠を管理・保有する当事者が正当な理由なく提出を拒み、相手方当事者が当該証拠の内容がその管理・保有者に不利であると主張する場合、人民法院は当該主張が成立すると認定することができる。人工知能の技術原理、作動メカニズム等の専門的問題に関しては、人民法院は、法に基づき人民陪審員、鑑定人、専門家補助者及び技術調査官の役割を十分に発揮させ、事件の事実解明を補助させなければならない。

(十八) 人工知能に関連する紛争事件の証拠審査規則の整備を模索する。人民法院は、人工知能技術の複雑性、システム運用の不透明性及び証拠収集の特殊性を十分に考慮し、新技術の発展に適応する証拠審査規則を継続的に整備しなければならない。電子データの生成、収集、保存及び伝送過程の真正性及び完全性を重点的に審査する。ビッグデータ、ブロックチェーン等、異なる情報技術によって生成された証拠について、差別化された証拠審査の重点を明確にする。ビッグデータ分析報告書型の証拠については、その原データの出所、データクレンジングのルール及び分析方法の科学性等を重点的に審査し、ブロックチェーンによる証拠保存型の証拠については、ブロックチェーンへの記録前のデータの真正性及び技術プラットフォームの信頼性等を重点

的に審査しなければならない。当事者が AI 生成コンテンツを権利侵害の証拠として提出した場合、人民法院は、プロンプトの設計及びそれが生成結果に及ぼす影響、生成コンテンツと権利を主張する著作物との類似度、反復テストの一貫性、並びにモデル学習、アルゴリズム設計、生成コンテンツのフィルタリング機構等の要素を総合的に考慮して認定しなければならない。

(十九) 人工知能を利用した不当な証拠収集等、司法秩序を妨害する行為を法に基づき規制する。当事者が、人工知能の自律学習及び自律的意思決定の特性を利用し、生成・合成コンテンツの識別表示の削除若しくは改ざん、特定の指示の入力、結果の選択的提示、敵対的干渉等の人為的な介入又は誤導の方法により虚偽の証拠を取得し、民事事件の基本的事実を捏造して虚偽訴訟を行い、国家の利益、社会公共の利益又は他人の適法な權益を侵害しようとした場合、人民法院は法に基づきその請求を棄却し、事情の軽重に応じて罰金又は拘留に処し、犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及しなければならない。訴訟参加者又はその他の者が人工知能を利用して証拠を偽造し、人民法院による事件の審理を妨害した場合、民事訴訟法第 114 条の規定に基づき処理する。訴訟参加者が提出する訴訟文書、裁判例検索報告書等の資料が人工知能を使用して生成されたものである場合、裁判所に提出する前に、関係する法律、司法解释、裁判例等の内容の真正性及び正確性を真摯に確認し、裁判所への提出時に人工知能による補助を使用した状況を説明し、かつ関係内容の真正性及び正確性について法に基づき責任を負わなければならない。

(二十) 人工知能を利用して行われる犯罪活動を法に基づき処罰する。人工知能を利用して詐欺、侮辱、名誉毀損、商業上の信用若しくは商品の信用の毀損、公民の個人情報への侵害、コンピュータ情報システムのデータの不法取得、偽造物の制作、販売若しくは頒布等の行為を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。行為者が運転支援機能を作動させた後、無断で取り付けた部品を利用して運転支援システムの監視を回避し、その結果、道路交通事故を発生させ、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

五、人工知能に関連する紛争事件に対する裁判指導を強化し、業務メカニズムを継続的に健全化・整備する

(二十一) 多元的紛争解決メカニズムの役割を十分に発揮する。人民法院は、多元的紛争解決メカニズムを積極的に活用して人工知能に関連する紛争を適切に解決し、人工知能産業の主管部门、業界別・専門別の調停組織、人工知能分野の専門家・研究者等との連携・協働メカニズムの構築を推進し、共同で紛争解決に取り組み、先行調停を実質的に機能させなければならない。司法裁判の職能に立脚し、人工知能に関連する紛争の予防・解決における法治化水準の向上を推進し、公開審理、事例を通じた法の解説等の方法により権利義務を明確化し、行為の境界を画定することを積極的に進め、司法裁判の模範的・先導的役割を発揮し、人工知能に関連する紛争の発生源における予防及び適時の解決を促進する。

(二十二) 裁判監督及び指導を強化する。上級人民法院への管轄引上げの適用を積極的に規範化し、模範的・先導的役割を強化し、裁判監督及び指導を実質的に機能させる。重大な利益に関わる事件、難解かつ複雑な新類型事件、ルール確立の意義を有する事件、法適用基準の統一を要する事件等、人工知能に関連する紛争事件については、上級人民法院が管轄を引き上げて審理す

る。人民法院裁判例データベースを十分に活用し、裁判例による指導を強化し、法適用の統一及び人工知能ガバナンス規則の整備を促進する。

（二十三）部門間の連携・協働を強化する。司法提言の発出、協力メカニズムの構築等の多様な方法を通じて、司法の職能を十分に発揮し、国家及び社会のガバナンスに資する。サイバースペース管理、公安、検察、市場監督管理等の部門との連携・協力を強化し、長期的な総合ガバナンスの仕組みを構築し、実施する。関係企業、プラットフォーム、業界団体等による規範的な自治を導き、人工知能業界の自主規律、行政監督及び司法保障が一体となった、全チェーンにわたる保護体制の形成を推進する。

（二十四）国際的な司法交流・協力を強化する。人工知能及びデータの越境に関連する紛争事件を適切に審理し、相互尊重、平等互恵の原則を堅持することを基礎として、人工知能分野における涉外裁判の交流・協力を推進し、ルールとの連携及び相互参照を強化し、より公平かつ合理的で、包摂的かつ開放的な人工知能ガバナンス体系の構築を推進し、人工知能エコシステム及び人類文明の多様性を促進し、保護する。

最高人民法院

2026 年 9 月 7 日

出所：最高人民法院ウェブサイト 2026 年 9 月 7 日公布

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/511101.html>